



Title	報告 1 非西欧法理論研究の現在的意義
Author(s)	千葉, 正士
Citation	北大法学論集, 44(4), 217-227
Issue Date	1993-12-20
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/15542
Type	bulletin (article)
File Information	44(4)_p217-227.pdf



[Instructions for use](#)

報告1..非西欧法理論研究の現在の意義

千葉正士

今回ここに研究成果の一端を述べる機会を得ましたことは、私の二重の喜びであります。一つには、はじめて韓国を訪問できたからであります。私は、先進的な西欧の法学に対し非西欧の固有文化に基づく法学を求めて、ここ四半世紀の間研究を続けてまいりました。その間に欧米や南アジアにはたびたび訪ねる機会がありその度に新しい勉強をしてみました。最も近い韓国と中国には訪れる機会をまだ得ないでおりました。これは、アジアの隣国を軽視していたからではなく、反対に私にとりましては大事な国であるだけに軽々に手を出すわけにはゆかず充分な準備を整えた上だと思っているうちに機会を失っていたわけです。現在でも準備はほとんどできていないのですけれども、もう私の年齢が最後の時期になってしまいましたので、今回お勤めに従い思いきって伺いました。

二つめの喜びは、その韓国訪問が私の念願にかかわるものだからであります。私の考えてまいりました非西欧法学は、このごろようやく国際学界でもその意義が注目されるようになり、また南アジア、オセアニア、アフリカ、それにラテンアメリカなどの学者方からもこれを積極的に推進しようという動きも出ておられます。しかし私にとり肝腎の東アジアの友人方とは、意見を交換する便宜も直接交流する機会もほとんど得ないでおり実は少々焦る感じも抱いておりました。それがここに絶好の機会に恵まれて、喜んで参りました。

このような事情で私はここに何うことができましたので、本日わざわざお出でになってお迎えくださいました韓国の新しい友人の方々にまず第一にお礼を申しあげますとともに、この研究を企画し推進してくださいました日本の若い友人方にも感謝

料の意を表したいと存じます。

資

本題に入ります前に、私がなぜそういう念願を持ちこれを使う追いかけてきたかを、簡単に申しあげておくことにいたします。このこと自体は個人的な問題で皆さんには関係のないことでありますけれども、私の経験では、はじめての人と話しを交換する場合話し相手の思想ないし考え方を理解するには、いきなり整理された理論として聴くよりも経歴なり背景なりをまず心得た方が、早くもあるし正確でもあると思うからであります。

私は、仙台の東北大学で一九四三年に法学部を卒業したのち大学院に入り法哲学の研究を始めました。二年後に日本が戦争に敗れたとき、私にも心の革命が訪れました。ショックは、日本の過去の法哲学が主としてドイツを中心とする西欧の成果に学んで壮大とも見える体系を持つておりましたのに、それが日本の国家体制と戦争突入に対しては適切有効な批判を何一つできなかつたことでした。要するに、法哲学は観念的な遊びにすぎなかつたと言われても反論しきれないと思われました。真に価値ある法哲学は、経験的現実に基づく理論をふまえて湧き出る哲学的思想でなければならぬと思ひ知らされました。そうであるならば自分にとって正確に理解できる現実とはさしあたりは日本社会の提示するものしかないと考え、その具体的テー

マとしては何の疑いもなく農村社会の慣習法に着眼しました。それは、問題そのものとしてもまた実態調査という方法としても、法哲学よりも法社会学でした。大学院修了後東京都立大学に就任してもこれを続け、一五年ほどたって、当初志した村の神社と小学校の学区とをめぐる慣習法に一応の成果を得ました。だがそれによって、新たな課題を与えられました。

それは、日本の現実を正確に理解するには、他の国々と充分な比較をしなければならず、それも欧米よりも非西欧とくにアジアの国々と比較しなければならぬことです。さらに非西欧諸国を正確に理解するには、その文化に基づくこと、そのためには人類学を学ぶ必要があることです。さいわい一九六五年に留学の機会に恵まれましたので、思いきってアメリカのミネソタ大学で人類学を勉強することにしました。帰国して以後は主として法人類学を唱えて、以前から加入していた国際法社会学会や一九八一年に発足した国際法人類学会で、非西欧法の文化的研究に従事してまいりました。そして最近までに得られましたことの中から、本日の趣旨にふさわしいと私が考える点をご披露申しあげたいと思うわけであります。

一 非西欧法学の国際的地位

現代の非西欧諸国はどこも、西欧諸国と同様に、それぞれ特有の法すなわち一定の法理念に指導された法制度を制定しており、そして、これを理論的に研究し社会技術として教育する学問すなわち法学を発達させている。しかし、この法と法学が国際学界においてどのように認められ尊重されているかという点、その地位は、西欧諸国のそれらに比べて明かに劣っていると認めざるをえない。戦後は、とくに国際比較法学会が新興の非西欧諸国の法制に関心をむけてきた事実、あるいは少数だが西欧の専門学者がイスラーム、アフリカ、あるいは日本、中国、韓国など東アジアの法や法意識を研究している事実もある。しかしそれらも、西欧の学者が自分自身の国の法に対する態度の真剣さに関心の持ち方とは異なる。勿論真剣に非西欧法の理解を願われわれもそれに敬意を表するにやぶさかでないほどの学者もいるけれどもそれはごく少数で、大部分は、よく言えば分かりきらない所があるから慎重な、しかしきびしく言えば、対象である非西欧法の中にドブプリとは浸りきってしまいたくない及び腰の姿勢にとどまるのではないであろうか。要するに、非西欧の法と法学は、世界の中で、存在は認められても価値ないし意義の点では軽視されてきて、今でもその状態が続いているという状況である。

それには当然の理由もあった。自明のことであろうが、第一に、近代西欧法の制度と理論の原則は、西欧諸国のすべてに共通し一つのシステムとして完成された法体制である。第二に、それが一九世紀以降は世界の他の諸社会にも、大部分には植民地法として強制されまた第二次大戦後には独立後の新国家法として継受されただけでなく、日本・タイ・イラン・エチオピアなど独立を継続した数少ない国にもまた継受され、かくて全世界に広く移植された。その意味では、この西欧法が世界の普遍法だと言うことにも理由がある。第三に、この事実に基づき、西欧法の制度と理論が人類に普遍的であるという法理論が、西欧法学の真理として成立し、それが、単に近代西欧法のだけでなく、およそ人類普遍の法理論にまで拡張された。第四に、この人類普遍という法理論が、そのまま非西欧の法学に移植され、非西欧法学もまた西欧法普遍の真理性を信奉するに至った。したがって第五に、非西欧の法と法学とを、存在としては各国の個別特殊なものにとどまり、ゆえに価値としては普遍性に欠けると評価することが西欧諸国の法学は勿論、非西欧諸国のマージナルな法学においても、当然の論理となった。

この論理には誤りがあった。しかし西欧の法学者は、この論理の創出者かそれを発展させた継承者かであるから、他から存

料 在意義にかかわるほどのきびしい反省を迫られぬかぎり自分か

ら気づくはずがなく、他方非西欧の法学者は、西欧諸国の政治・経済・軍事・科学の圧倒的な優位のもとにむしろこれを積極的

資

に受け入ざるをえない結果となった。こうして、西、法、普、遍、の論理が世界の法学界の神話となった。

だがこれに反省をうながす大きな契機が、二〇世紀に二度訪れた。一は、第一次大戦後の社会主義法と社会主義法学の成立であった。それは近代西欧法の制度と理論に正面から反発しようとしたものだからである。西欧法は、これを理論的には否定し実践的には旧ソ連に封じ込めをはかった。しかしその勢力は地下において漸次浸透し第二次大戦後には世界の半ば近くを占めるまでにいたった。西欧法は、これに冷戦をもって対応し、四〇年後に、ついにこれを超克することができた。だが注意すべきことは、西欧法は、この長い闘争の間に社会主義の諸政策とくに社会政策・福祉政策・労働政策に学びその一面を吸収採用するとともに、西欧法の真面目である自由主義万能にある程度の修正を加える、つまりみずからを一部改造することによりその地位を維持することが出来た点である。すなわち、自己改造後今日の西欧法は、もはや古典的な近代西欧法ではなく、発展むしろ変質した現代法なのである。

第二の契機が、戦後における旧植民地の独立である。その新

独立国は当初は継受法による国家法の統一を目標としていたが、まもなくそれが夢にしかすぎないことが判明した。すなわち現実には、西欧法を移植した公式の国家法と伝統的な非公式の固有法とが、統一口ころかむしろ対立して併存している事実が明白となり、法は一元的ではなく二元的であることを認めさせることになった。この事情は、やや後にわかったことだが、新興の第三世界諸国だけではなく少数の独立維持国を含め非西欧諸国に共通しさらに実は西欧諸国にも見られるものであった。西欧法学でも基礎法学の国際学界はこの事態を知ってそれぞれの認識と論理に反省を迫られた。比較法学界は、非西欧法が西欧法とは異なる体制を持つことを認めるにいたり、法哲学界はこれを文化の相違によると解して「法文化」(legal culture)の問題を提起、この問題を主テーマとして結成された国際法人類学会は、フォークロー (folk law) を国家法と別に認めてこの二法の併存を「多元的法体制」(legal pluralism) と称し、国際法社会学界もまたこれに同調しつつある。⁽²⁾世界の基礎法学界におけるこれらの動向は、西欧法普遍の神話を疑うものにはかならない。

これらの事実を背景にして、西欧の法学者の中には、二〇世

紀末の今日、法学が二世紀にむけて大きな転換期に入ったと考える動向が現れている。最近の批判的法学(critical legal study)の声、また法におけるポスト・モダン法学(modern jurisprudence)の探求は、まさにその証である。かれらは、近代法と近代法学の限界を痛感してそれだけに来るべき新たな法と法学を模索しはじめたのである。しかし待望する新たなものの正体をまだ見定めかねている。だがわれわれはその正体を実は体験として熟知していると、私は信ずる。上記の事実にその示唆があるからである。すなわち、西欧法が社会主義法を現代法として同化したあとに残る課題は、それが、法文化として提起された異文化の法と異なるか、しかし同時にいかに協調が可能かであることが明かであり、そしてわれわれはまさにいわゆる異文化の法の当の創造伝達者だからである。

非西欧法理論の研究は、非西欧法のもとに生きるわれわれ自身の内面的欲求として必然であることは言うまでもないが、それだけではなく、今述べた事情からすれば世界の法と法学の転換を促進することにも大きく資するはずである。

二 われわれの課題

非西欧法理論研究が上述の意義を有するとすれば、これを具

体的に追及するのに、私はまず最初に確認すべき課題として、現実認識、理論構成、および当面の作業という三を、さしあたり指摘して皆さんの検討を仰ぐことにしたい。

(1) 非西欧法の現実を認識する課題

非西欧のどの国にも法学があつてその国の法を記述していることは、事実である。しかし概して言えば、その法学は、上に述べた学問的環境の中においては、それが法と見る対象は西欧法を移植した国家法に限られており、これを考察する方法は同様に西欧法学を移植した解釈学およびこれを支持する基礎法学に依拠していた。この法学は、国家法による国家運営にはたしかに不可欠であり事実有用でもあつた。

しかし一般的傾向として言うかぎり、それは、現実の法秩序すなわち国家の文化的アイデンティティと国民の日常生活を実際に規制している法を、度外視したままである。非西欧諸国民の実際生活は、移植法である国家法とは別に、社会が伝え守ってきた慣習・慣例としての法に、むしろ多くを規制されている。たとえば、タイ人は内閣の交替ごとにクーデターや憲法改正があつても不文の憲法は不動だと言っており、インドの民衆は日常生活では今なお部族法とカストの規制に従い、インドネシアでは国の法とは別の法があると信じられている。それらは、エー

ルリッヒの言った「生ける法」には違いないが、かれの言う生ける法は同じ文化のもとで国家法の基礎をなしているものであるのに対して、このアジア社会の生ける法は、基礎が移植法である国家法とは文化的に異質であるから、二つの法の間には、時には明白なしかし時には微妙でそれとは確かめられない形の矛盾対立がある。この生ける法に、私は「固有法(indigenous law)」という概念を与えることにしている。⁽³⁾

ゆえに非西欧法と言うとき、国家法を軽視することは誤りだが、法をそれだけに限るのもまた誤りである。各国ごとに国家法と固有法との大別すれば二元の法が、協調と対立を交えつつあいつつともに働いている一個の全体構造こそ、その国の法秩序であり、したがって国家法と固有法とが形成する一つのシステムがその国の真実の法なのである。西欧の法学者が気づいた多元的法制がその実体であり、ゆえにそれが、非西欧法学が自己自身の課題として追求すべき現実の自己自身の法である。当然の要請として、その全体像の正確な認識がまず要求される。

だがそれを果たすための前提として、二つの作業がさきに要請される。一は論理的前提で、非西欧各国の法それぞれが大別二元の法から成るにもかかわらず一個の統合的な法秩序を形成しているとすれば、論理的にはこれを統合する原理が働いてい

るはずだから、これを確認することである。法の全面改正どころか革命があつても、各国ともその国としての文化的アイデンティティを維持していることが、そのことを歴史的に証明する。現在の西欧諸国はこれを考察する必要性を感じないかもしれないが、異文化の西欧法を移植して今もその矛盾をかかえる非西欧諸国はこの問題を放置することができない。よつて私は、この原理を「アイデンティティ法原理(the identity postulate of a legal culture)」と名づけ、その探求を非西欧諸法の研究に共通する一つの具体的課題と提起したい。

二は方法的前提で、そのような法の全体構造を構成する諸要素を誤りなく把握するために、各要素を正確に表現する概念を用意する要請である。西欧法学は固有法を無視しているからそれが用意した概念だけではこの要請に足りないもので、必要な概念を非西欧法学がみずから創出しなければならないのである。

これはすなわち、観察と分析に使用する道具、概念を規定することである。私は、この必要に思いあたって一群の作業仮説を試みいくたびか修正をへて、今一応の結論を得ている。それは、三の考察軸ごとに二つの対極概念の性質により当該法を観察分析しようとするものである。その一は正統權威の性質の相違により、公式法か非公式法か、二は表現が、行動様式を特定する

法規則か理念・原則の法前提か、そして三は文化的淵源が、自文化の固有法か異文化からの移植法か、である。私はこれを、前記のアイデンティティ法原理の下の「法の三ダイコトミー (three dichotomies of law)」と呼び、賛成する方々と協力して完成をめざす課題としたい。

(2) 非西欧法の法理論を構成する課題

有効性の検証された上記の道具概念が累積され、それによって各非西欧法の全容が概念として認識されるようになったとき、この道具概念の全体を論理的に体系化すれば、その全体系がすなわち非西欧法の理論にほかならないことになる。ケルゼンが構成した諸道具概念の体系が純粹な実定法の理論であるのと、同様である。この意味においては、道具概念を規定することは同時に法理論を構成してゆく作業でもある。ゆえに法理論の構成そのものについてはここにそれ以上つけ加えることがない。

ここに考慮すべきは、この法理論構成が可能であるために、表には語られていない方法論上の前提が実は潜在することである。たとえば西欧法学においては、オースティンが法を国家法に限定し、ケルゼンがこれをさらに規範論理に集約したような、前提的な原理である。これは西欧法を正確に理解し理論化する

ための方法論的前提である。これを既知の前提とする立場で法学を展開するならば、そのことを一々断る必要がない。しかし非西欧法学が、西欧法学のこの慣行にならないその方法論的前提に無反省に従うならば、その結果は、西欧法学によって料理された非西欧法が出てくるだけで、実在する非西欧法とは似て非なるものとなるほかない。よって非西欧法の研究には、そのための方法論的前提は何かをまず認識すること、および、それとその方法を適用した結果として得られる法理論との関連を正確に認識しておくことが、なによりも先立つ条件として要求される。この条件の全貌はまだ充分には予断しがたいが、今確かなことに、すくなくともつぎの四がある。

一は文化理論に基づくことである。非西欧法について確かなことは、正統的な西欧法学が厳密な意味の法から排除した諸要素が実は法として不可分に伴っていることである。それらが何でどのようなかはまだ不分明だが、これを一括して「文化」と言うことができる。西欧法学者も法文化を言うとおりでである。ただしその文化の概念は、西欧文化とは異なるというだけのブラックボックスにとどまるものでは足りず、まして西欧哲学者だけの一見高尚な理念的定義や法学者の自己流の定義では有害無益である。経験的事実に立脚し文化の専門家である人類学者と

共通に使用できる概念でなければならず、したがってそのような専門的見地に立脚した文化理論を持つことが、法文化理解の前提として要求される。

二は、主體的立場を貫くことである。主體的にとは、他者の立場からではなく、個々の非西欧法を創造伝達して現在にまで担ってきた民族その他の各法主体の立場において、その法の意味を理解することである。もとより他者の観察分析も、当の学者が正確な主體的観察分析とするのに有用で貴重な参考資料となりうる。しかし、一国の法の命運を決定するものは、当の法主体を形成する人々の責任ある判断と意欲であるから、それを反映する法学でなければ、その国の法学と言うに値いしない。要は自国の文化的アイデンティティを、確信をもつて主張することである。

三はその文化的自己主張を世界と協調させることである。現代史の情勢と国際学界の趨勢とからすれば、非西欧諸国の法学は自己の文化的アイデンティティを主體的に主張する資格を有するとしても、そこには警戒すべき陥し穴がある。自信は必要だが、過信まして狂信となれば、結局はみずから墓穴を掘る。異なる大小強弱の諸文化が協力競争して併存する世界において、どの法文化も、他の法文化の長所に学んで自己を改造発展

させなければ生き残ることができない。そのためには、常に他を知っていること、他と交流できること、そしてその交流の手段とルールを熟知し応用せねばならない。そして進んでそれを通じて人類に普遍的な法文化の確立に参与することが、自己主張するものの責任でもあり、かつ前提条件でもある。

そこで最後に、多元的法体制は、今西欧諸学者が言っているような国家法と国家内諸法との二元だけではなく、いわばその上に、国家をこえる広域および世界全体の法をも含むこと、いわば世界法を加えて三元であることを認識すべきである。ただし、これは図式的な言い方で、現実には、国家内諸法・国家法・世界法の三元それぞれがさらに複数に分かれて重畳していることが多いから、文字どおり多元的なのである。個々の非西欧法の実態はこのように多元的でありながら、国家としては世界の中で一個の法文化を維持して生きている状態を理論化するものが、非西欧法の法理論であるはずである。

(3) 当面の課題——漢字文化圏の法文化

われわれの共同研究の直接の対象は、いわゆる法の近代化を通して韓国と日本の法文化を比較することである。上に述べたところによれば、韓国も日本もそれぞれ固有の法を文化的に保持してきているから、相互に類似する点とともに相違する点を

も多々有するはずである。よって、これを比較するにはさまざまな異なったアプローチが可能である。その中から、私は、漢字文化圏における法文化の一般的特徴とくに儒教文化と、この二国に見られるその変異とを確認すること、および、それらの将来について展望を試みることを、担当テーマの課題と理解したい。⁽⁴⁾

その理由には大別して二がある。一は、儒教文化が韓国・日本両国の法文化に対して有する大きな意義にある。儒教文化は、両国法文化に共通する基層文化であるだけでなく、中国を淵源として漢字文化圏全体にも共通しているから、比較の基準として有効かつ適切なはずである。

二は、この漢字文化圏は、東南アジアひいて世界の他の文化圏と比較対照できる、いなすべき価値を有する法文化の単位だからである。世界の代表的な法文化としては、比較法学界では、イスラーム・ヒンドゥー・ユダヤ等の宗教的なものと同アフリカ・中国・ラテンアメリカ等の民族的なものを数えているが、この常識は、そのように分類することが可能である事実に基づくと言うことができるけれども、そこにやはり西欧法文化を基準としてその目から観察した結果にほかならないと言うべき面もある。何となれば、それはまさに西欧文化のエッセンスであ

るキリスト教的合理主義の思想を基準としてそれとの相違に着目したと見られるからである。しかし問題は、第一に、そのように区別することだけではなく、区別されたものそれぞれの内部に立ち入ってそれらの内容性質を各個別に確認しこれを再分類することである。それをしないならば、たとえば韓国も日本も中国法文化圏に閉じ込められそれぞれの固有性ひいて主体性を喪失することになるからである。同様に、他のアジアはもとよりアフリカやラテンアメリカの法文化も、まず個々の部族や国民それぞれの主体的固有性が区別され、さらにそれらがいくつかの広域法文化への再分類が試みられなければならない。問題は第二に、西欧法文化が認める必要を感じないで無視してしまったものを、それぞれの存在意義に基づいて認識すべきことにある。たとえば私が気づくものに、(上座部あるいは上座)仏教法文化、中央アジア法文化、北方アジア法文化、オセアニア法文化等のほか、各地にちらばる少数集団の固有法文化がある。それらは、漢字文化圏とは一応区別されながら、いずれもこれに隣接して一面では重なりあう面もあることが明かである。この理由によって、漢字文化圏の考察はそれら隣接法文化それぞれの説明にも貢献すると期待される。

そのことは、漢字文化圏の研究がただちにアジア法文化研究

料の重要な一翼を担うことにほかならないことを示す。アジア法

文化は、早くから世界で注目され今や日本でも広く問われているにもかかわらず、いまだ群盲象をなでるの状態を出ないほどの難題である。漢字文化圏法文化の着実な研究は、その全体像に迫る不可欠の基礎をなすものとして歓迎されるはずである。

むすび

以上は、あまりに法社会学的むしろ法人類学的であつて法哲学ではない、という批判がありえよう。しかし私は、非西欧人がその固有文化のアイデンティティに立つてその法があるがままに把握思考しようとするならば、社会学のおよび人類学的事実に基づかずしては不可能である、換言すれば、非西欧の法哲学は社会学ないし人類学と共同しなければならぬと確信し、そしてこの点こそ、私からすればこの共同研究の中心的課題点だと理解し、あえて皆さんの検討を願う次第である。

注

(1) 私は、諸キーワードの中で(注3参照)、外国法を受け入れることを一般的に移植(transplantation)と言ひ、それが受け入れ側の自発的意思による場合を継受

(reception)、そうでなく押し付けられた場合を強制(imposition)と、区別することになっている。

(2) 国際法人類学会は、IUAES (International Union of Anthropological and Ethnological Sciences) Commission on Folk Law and Legal Pluralism の、また国際法社会学会は、ISA (International Sociological Association) Research Committee on Sociology of Law の、それぞれ日本語訳。

(3) 以上および以下の私のキーワードについては、下記の参考文献中『法文化のフロンティア』ii頁「キーワード一覧」に簡略に説明してある。これを日本について適用すると、以下のように言うことができる。

「公式法」は、現在は国家法だけだが、戦前にはそのほかに軍法・植民地法・皇室法があり、「非公式法」には、大学・経済団体・労組等近代的オーガニゼーションの自主法、スポーツルール・団体協約等のスポーツ法、仏教・神道・キリスト等の諸宗派の宗教法、茶道・華道・大相撲等芸能集団の家元法、婚姻・葬式・年中行事等の各地さまざまの地方法、在留韓国民・アイヌの民族法、等々がある。

公式法の基準をなす国家法では、「法規則」が十分に整備されていて、正義や自然法などの「法前提」が働く余地はきわめて限られているが、多くの非公式法では、法規則が不整備で法前提が理念として直接に働くことが多

くなる。

大和國家成立当初は「固有法」だけだったが、朝廷法が七世紀前後に中国からの「継受法」をもって國家法を組織化した。しかし漸次これを同化するともに武家・農民・商人・社寺等がそれぞれ非公式に固有法を發達させ、やがて武家法が朝廷法とともにしかしこれを凌駕して公式の國家法となった。明治維新とともにそれらの固有法を放棄して西歐法を組織的な継受法としたと言われるけれども、実際には固有法は變形しつつも非公式法として残っただけでなく、天皇制・家制度・地主制度などとして公式法にも採用された。第二次大戰後の英米法移植(政府にとっては強制だが民衆にとっては継受)により、天皇制・家制度等は公式法としては廃止されたが非公式ながら固有法として社会に生きており、法前提としては天皇尊崇や政教混同あるいは一家意識等の形で公式法にも作用を及ぼしている。

日本法は以上のように、いつの時代にも多元的であり、長い歴史の間に変転しつつも日本法でありつづけている。これを統合してきたアイデンティティ法原理は、アメリカ性思考Ⅱ行動様式である。

(4) 用語としては、漢字文化圏よりも東アジアあるいは儒教文化圏の語がよく使用されている。しかし、「東アジア」は地理ないし文化一般を問題とする用法で広義すぎ、「儒

教文化圏」は思想教義に集中して狭義すぎる。儒教文化に着目することは、哲学的原理によってヒンドゥー・イスラーム・キリスト教等他の有力な法文化と比較するには必要であるが、それだけでは法文化の特質を把握するにはたりない。その点文字は言語の根幹要素として、あらゆる範疇の概念を表現のみならず構成さえする文化の基本的条件なので、法の特質を把握する条件でもあるはずである。

参考文献

- 参考文献のくわしい表示を省略する。網羅的には、湯浅道男
 Ⅱ小池正行Ⅱ大塚滋編『法人類学の地平』(東京・成文堂、一九九二)の付録「法人類学基準文献表」を参照願いたい。私の上述の考えを述べるものとしては、『要説・世界の法思想』(東京・日本評論社、一九八六)、『法文化のフロンティア』(東京・成文堂、一九九二) ed. *Asian Indigenous Law : In Interaction with Received Law*, London : Kegan Paul International, 1986 ; *Legal Pluralism : Toward a General Theory through Japanese Legal Culture*, Tokyo : Tokai University Press, 1989 があり、なお ed. *Sociology of Law in Non-Western Countries*, Oñati, Spain : Oñati IISL (International Institute for the Sociology of Law), 1993 もある(日本語訳も計画されている)。